Ⅸ　神奈川県賃貸住宅供給促進計画の一部改定素案について

1　計画の概要

神奈川県賃貸住宅供給促進計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく法定計画として、低額所得者や高齢者といった住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の供給目標や登録基準などを定め、平成31年３月に策定した。現計画は平成31年度から令和７年度までの７箇年を計画期間としている。

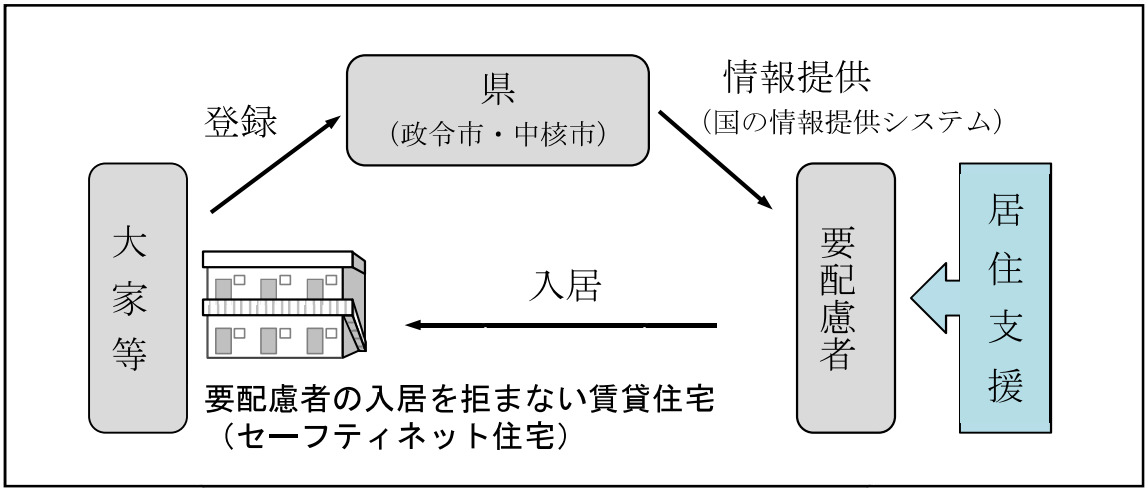

2　改定の趣旨

現計画では、セーフティネット住宅の登録基準について、「床面積25㎡以上」と定めているが、空き家の有効活用を図りつつ、要配慮者が安心して暮らせる住宅をより多く確保するため、基準を緩和する。

3　改定素案の概要

	改　定	現　行
各住戸の床面積	平成７年度以前に建築：16㎡以上 平成８～17年度に建築：18㎡以上 平成18年度以降に建築：25㎡以上 台所等が共用の場合は13㎡以上	25㎡以上 台所等が共用の場合は18㎡以上

４　今後の予定

令和２年12月～３年１月　改定素案に対する県民意見募集の実施

令和３年２月　市町村と法定協議

建設・企業常任委員会に改定（案）を報告

令和３年３月　神奈川県賃貸住宅供給促進計画を改定・公表

５　その他（ひとり親世帯向けのシェアハウスについて）

県では、ひとり親世帯向けのシェアハウスがセーフティネット住宅として登録できるよう、登録基準の見直しを検討してきたが、国において、「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準」を新たに設ける方向で、年度内の告示に向け検討が進められている。これにより、県で緩和措置を行うことなく、ひとり親世帯向けのシェアハウスが登録できる見込みとなった。

参考資料

神奈川県賃貸住宅供給促進計画　新旧対照表（素案）

※下線部が変更箇所

改　定	現　行
第３章　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策 ２．住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 （４）登録基準に関する事項 ア　登録住宅（共同居住型賃貸住宅以外）の規模に関する基準について 住宅セーフティネット法施行規則第 11 条で定める基準を以下のとおり緩和します。 ・各住戸の床面積の基準 平成７年度までに建築確認を受けた賃貸住宅　16 ㎡以上 平成８年度から平成 17 年度までに建築確認を受けた賃貸住宅 18 ㎡以上 平成 18 年度以降に建築確認を受けた賃貸住宅 25 ㎡以上 ・台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である各住戸の床面積の基準 13 ㎡以上	第３章　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策 ２．住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 （４）登録基準に関する事項 ア　登録住宅（共同居住型賃貸住宅以外）の規模に関する基準について 住宅セーフティネット法施行規則第 11 条のとおりとします。 ・各住戸の床面積の基準 25 ㎡以上 （ただし、台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である場合の床面積の基準 18 ㎡以上。）